

4/14 354

75歳以上4割

医療保険料増 今国会成立へ

法案衆院通過

社会保障改革の一環。

改正案は、75歳以上の医療保険料の引き上げに關し、24年度から年金収入が年211万円超の人を対象とし、25年度に年153万円超へ拡大すると規定した。厚生労働省によると、例えば年金収入が年200万円の場合、保険料は年3,900円増える。

75歳以上の医療費（窓口負担を除く）は23年度で約17兆7千億円に上る。約5割を公費、約4割を現役世代、約1割を75歳以上の保険料で賄う。25年には国塊世代全員が75歳以上となり、一層の医療費増加が見込まれる。

65～74歳の医療費財源の一部も現役世代が拠出して

いる。改正案は、より給水準を反映する仕組みに改める。給与の高い大企業の健康保険組合は保険料増につながる。出産育児一時金は23年4月に、従来の42万円から50万円に増額された。地域医療の強化に向け、身近な「かかりつけ医」＝1面に☆NEWSの書類＝の制度化も盛り込んだ。

一定収入のある75歳以上の後期高齢者の公的医療保険料を引き上げる健康保険法などの改正案は13日の衆院本会議で、自民、公明両党などの賛成多数により可決され、衆院を通過した。

参院での審議を経て、今国会で成立する見通し。引き上げは2024～25年度に段階的に行う。75歳以上の

うち、年金収入が年153万円を超える約4割の人のが負担増となる。医療費のか、子どもを産んだ人が受け取る出産育児一時金の財源に充てる。

少子高齢化が進む中、高齢者の医療費財源の半分弱を賄っている現役世代の負担を軽減する狙い。全ての世代で支え合う「金世代型

保険料引き上げと出産育児一時金の見直しイメージ

